

宇部市上下水道局検針票広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「宇部市上下水道局広告掲載取扱要綱（平成 30 年 6 月 1 日施行。以下「要綱」という。）」に定めがあるもののほか、宇部市上下水道局検針票広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第 2 条 広告を掲載する媒体は、検針票とする。

(広告の位置、規格、掲載料等)

第 3 条 前条の検針票に掲載する広告の位置、規格、掲載料等は、次のとおりとする。

(1) 広告を掲載する位置は、宇部市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する検針票の表面の指定位置とする。

(2) 規格及び掲載料等は、別表のとおりとする。

2 前項の広告の掲載位置には、当該掲載内容が広告である旨を必ず表示しなければならない。

3 広告原稿等の作成に要する費用は、要綱第 1 2 条に規定する広告掲載の契約をした者（以下「広告主」という。）の負担とする。

(広告掲載の募集)

第 4 条 広告掲載の募集は、次のいずれか又は複数の方法で行うものとする。

(1) 宇部市上下水道局（以下「局」という。）の W E B サイト

(2) 局が発行する検針票

(3) 局が発行する情報紙

(4) 報道発表

(5) その他広告掲載の募集に相当する方法

2 管理者は、広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 広告掲載を希望するもの（以下「掲載希望者」という。）は、要綱第 8 条の規定に基づき、必要書類を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、過去の広告データを再度掲載することを希望する場合にも適用する。
- 3 第1項に規定する手続きは、広告代理店等の制作業者及びこれらに類する者に代行させることができる。

(広告掲載の決定)

第6条 管理者は、広告掲載の申込みがあったときは、要綱第5条に規定する宇部市上下水道局広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を開催し、広告掲載の可否を決定する。

- 2 広告を掲載する検針月について、希望が重複する場合は、抽選により決定する。ただし、別表の広告掲載期間単位のうち、1期すべて（連続する2か月）を掲載希望とする者又は連続する期を継続して掲載希望とする者を掲載順位の上位として、抽選を行わず決定する。
- 3 広告掲載の決定結果は、要綱第11条に規定する方法により、掲載希望者に通知する。
- 4 広告主は、管理者が指定する方法により広告原稿等を作成し、管理者が指定する期日までに提出するものとする。
- 5 管理者は、広告主に仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告掲載料)

第7条 広告主は、管理者が指定する期日までに第3条に規定する広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 前年度に広告を掲載した者は、次年度の広告掲載料について、別表に掲げる広告掲載料の割引を受けることができる。

(広告主の責務等)

第8条 広告主は、掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 4 広告主は、宇部市上下水道局検針票広告掲載基準（以下「基準」という。）に規定する事項を遵守し、広告原稿を作成しなければならない。

(広告掲載の取消し及び契約の解除)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の取り消し、契約を解除することができる。

- (1) 広告主が、管理者が指定する期日までに要綱第13条に規定

する宇部市上下水道局広告掲載取下げ申出書（様式第4号）を提出し、正当な理由があると認められたとき。

（2）要綱、要領、基準に違反したとき。

（3）広告掲載料を納入しなかったとき。

（4）前号に掲げるもののほか、管理者が広告掲載を承認することが不相当と認めたとき。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載の取消し又は広告掲載に係る契約の解除に伴い損害を被ることがあっても、管理者に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

広告の位置、規格、掲載料等

別表（第3条関係）

広告媒体	検針票（表面）
掲載位置	検針票印刷の最終面
規格・色	縦 92mm×横 173mm、単色（白黒）のみ
印刷枚数	1か月につき約 40,000 枚
広告掲載料	1か月につき 162,000 円、1期の場合は 324,000 円
広告掲載料の割引額	以前に広告を掲載した者が次回に広告を掲載する場合の割引額は、1か月につき 16,200 円、1期の場合は 32,400 円とする。
広告掲載期間単位	市内を 2 分割（東部・西部）し、隔月検針を実施していることから市内全域に広告を配付する期間を 1 期とする。1 期は、連続する 2 か月で、（偶数月・奇数月）又は（奇数月・偶数月）とする。 掲載期間は、期又は期のうちのいずれかの月を掲載希望として選択する。
検針期間	毎月第 1 営業日から 25 日までの間

※金額は消費税及び地方消費税を含んだ額

（注 1） 広告の枠内上部のいずれかの位置に、縦 5 ミリメートル、横 10 ミリメートル以上の大きさで 広告 と表示しなければならない。

（注 2） 検針票は、検針時に配付するもので、検針票が何らかの理由で検針時に配付できないときは、掲載広告は配付されない。

（注 3） 検針のおおよその範囲は、東部（東岐波・西岐波・常盤・恩田・岬・見初・神原・上宇部の一部・琴芝の一部・川上の一部・船木・万倉・吉部）、西部（上宇部の一部・琴芝の一部・川上の一部・新川・鵜の島・小羽山・藤山・原・黒石・厚南・西宇部・厚東・二俣瀬・小野）である。

（注 4） 同一年度内での広告掲載料の割引はしない。また、連続する 2 か月が 3 月と 4 月を含む場合、広告掲載料の割引は、連続する月において適用しない。なお、割引適用有効期間は、前回契約した年度から 2 年度以内とする。